

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月22日

【会社名】 株式会社ダイフク

【英訳名】 DAIFUKU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北 條 正 樹

【本店の所在の場所】 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号

【電話番号】 大阪(06)6472 - 1261(大代表)

【事務連絡者氏名】 財経本部長 齊 藤 司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸1丁目2番3号(汐留芝離宮ビルディング)

【電話番号】 東京(03)6721 - 3501(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション本部長 大 岩 明 彦

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 一般募集 19,580,000,000円
オーバーアロットメントによる売出し 3,052,000,000円
(注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年11月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年11月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社ダイフク 東京本社
(東京都港区海岸1丁目2番3号(汐留芝離宮ビルディング))

株式会社ダイフク 名古屋支店
(愛知県小牧市小牧原4丁目103番地)

株式会社ダイフク 藤沢支店
(神奈川県藤沢市菖蒲沢28)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,480,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年11月22日(水)開催の取締役会決議によります。
2. 上記発行数は、平成29年11月22日(水)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数2,480,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数1,000,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から520,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 一般募集とは別に、平成29年11月22日(水)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式520,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
5. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成29年12月5日(火)から平成29年12月11日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	新株式発行	2,480,000株	13,953,000,000
	自己株式の処分	1,000,000株	5,627,000,000
計(総発行株式)	3,480,000株	19,580,000,000	13,953,000,000

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金の額は、増加しないものとします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成29年11月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	未定 (注) 1.	100株	自 平成29年12月12日(火) 至 平成29年12月13日(水) (注) 3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成29年12月18日(月) (注) 3.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成29年12月5日(火)から平成29年12月11日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.dai-fuku.com/jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成29年12月4日(月)から平成29年12月11日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年12月5日(火)から平成29年12月11日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年12月5日(火)の場合、申込期間は「自 平成29年12月6日(水) 至 平成29年12月7日(木)」、払込期日は「平成29年12月12日(火)」

発行価格等決定日が平成29年12月6日(水)の場合、申込期間は「自 平成29年12月7日(木) 至 平成29年12月8日(金)」、払込期日は「平成29年12月13日(水)」

発行価格等決定日が平成29年12月7日(木)の場合、申込期間は「自 平成29年12月8日(金) 至 平成29年12月11日(月)」、払込期日は「平成29年12月14日(木)」

発行価格等決定日が平成29年12月8日(金)の場合、申込期間は「自 平成29年12月11日(月) 至 平成29年12月12日(火)」、払込期日は「平成29年12月15日(金)」

発行価格等決定日が平成29年12月11日(月)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 一般募集の共同主幹事会社は、みずほ証券株式会社(単独ブックランナー)及び野村證券株式会社であります。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。
8. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年12月5日(火)の場合、受渡期日は「平成29年12月13日(水)」
発行価格等決定日が平成29年12月6日(水)の場合、受渡期日は「平成29年12月14日(木)」
発行価格等決定日が平成29年12月7日(木)の場合、受渡期日は「平成29年12月15日(金)」
発行価格等決定日が平成29年12月8日(金)の場合、受渡期日は「平成29年12月18日(月)」
発行価格等決定日が平成29年12月11日(月)の場合、受渡期日は「平成29年12月19日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大阪法人支店	大阪市中央区今橋4丁目2番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,305,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,305,000株	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	348,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	348,000株	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	174,000株	
計		3,480,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
19,580,000,000	127,000,000	19,453,000,000

(注) 1. 払込金額の総額(発行価額の総額の計)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。

2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3. 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成29年11月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,453百万円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限2,898百万円と合わせた手取概算額合計上限22,351百万円について、本社(大阪市)の老朽化への対応と設計力及びソフトウェア開発力の強化を目的とした新事務棟の建設・設備投資等に平成30年3月期に48百万円、平成31年3月期以降に5,092百万円の合計5,140百万円、主力工場である滋賀事業所等の建物・建物付属設備老朽化に伴う更新投資に平成30年3月期に169百万円、平成31年3月期以降に1,220百万円の合計1,389百万円、生産能力の維持・向上のため製造設備への投資に平成30年3月期に986百万円、平成31年3月期以降に2,759百万円の合計3,745百万円、その他設備への投資に平成30年3月期に515百万円、平成31年3月期以降に1,553百万円の合計2,069百万円、本社及び国内拠点の業務効率化のためソフトウェア更新投資等に平成30年3月期に891百万円、平成31年3月期以降に2,055百万円の合計2,946百万円、米国事業拡大のため工場建設・製造設備・建物付属設備・ソフトウェア更新投資に平成30年3月期に3,788百万円、平成31年3月期以降に2,623百万円の合計6,411百万円を充当し、残額は平成31年3月期に借入金の返済資金に充当する予定であります。

また、上記手取金は、具体的な充当期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、本有価証券届出書提出日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成29年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社	大阪市西 淀川区	株式会社ダ イフク	新事務棟の 建設・設備 投資	5,140	0	新株発行資 金及び自己 株式処分資 金	平成29年11月	平成32年9月	(注)3.
滋賀事業所 等	滋賀県蒲 生郡日野 町他	株式会社ダ イフク	建物・建物 付属設備	1,644	255	新株発行資 金、自己株 式処分資金 及び自己資 金	平成29年4月	平成33年3月	(注)4.
滋賀事業所 等	滋賀県蒲 生郡日野 町他	株式会社ダ イフク	製造設備	4,025	280	新株発行資 金、自己株 式処分資金 及び自己資 金	平成29年4月	平成33年3月	(注)4.
滋賀事業所 等	滋賀県蒲 生郡日野 町他	株式会社ダ イフク	その他設備	2,333	264	新株発行資 金、自己株 式処分資金 及び自己資 金	平成29年4月	平成33年3月	(注)4.
本社及び 滋賀事業所 等	大阪市西 淀川区他	株式会社ダ イフク	ソフトウェ ア	3,198	252	新株発行資 金、自己株 式処分資金 及び自己資 金	平成29年4月	平成33年3月	(注)4.
Daifuku North America Holding Company	米国・ミ シガン	Daifuku North America Holding Company グループ	工場建設・ 製造設備・ 建物付属設 備・ソフト ウェア	7,638	1,227	当社からの 投融資資金 及び自己資 金	平成29年4月	平成33年3月	(注)2. 5. 6.

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 投資予定金額については、予算上の為替レート(1ドル=112円)で算出しておりますので、為替の変動等により、今後の投資予定額に変更もあります。
3. 本社における設備投資については生産設備を目的とした投資ではなく、完成後の増加能力を算定することは困難なため、記載を省略しております。
4. 滋賀事業所における設備投資については、維持・更新投資が目的であり、完成後の増加能力を算定することは困難なため、記載を省略しております。
5. Daifuku North America Holding Companyにおける設備投資については、完成後の増加能力を算定することは困難なため、記載を省略しております。
6. Daifuku North America Holding Companyにおける当社からの投融資資金は、今回の新株式発行資金及び自己株式処分資金であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	520,000株	3,052,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から520,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.daifuku.com/jp/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成29年11月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成29年12月12日(火) 至 平成29年12月13日(水) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式会社の本店 並びに全国各支店及び営業所		

(注) 1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成29年12月19日(火)()であります。

ただし、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から520,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、520,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成29年11月22日(水)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式520,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成29年12月27日(水)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年12月22日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)2.)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | | |
|----------------------|---|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 520,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 | |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金の額は、増加しないものとする。 | |
| (4) 割当先 | みずほ証券株式会社 | |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成29年12月26日(火) | |
| (6) 払込期日 | 平成29年12月27日(水) | |
| (7) 申込株数単位 | 100株 | |

2. シンジケートカバー取引期間は、
- 発行価格等決定日が平成29年12月5日(火)の場合、「平成29年12月8日(金)から平成29年12月22日(金)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成29年12月6日(水)の場合、「平成29年12月9日(土)から平成29年12月22日(金)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成29年12月7日(木)の場合、「平成29年12月12日(火)から平成29年12月22日(金)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成29年12月8日(金)の場合、「平成29年12月13日(水)から平成29年12月22日(金)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成29年12月11日(月)の場合、「平成29年12月14日(木)から平成29年12月22日(金)までの間」
- となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等、ストックオプションに係る新株予約権の発行並びに平成27年6月26日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ



を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.daifuku.com/jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

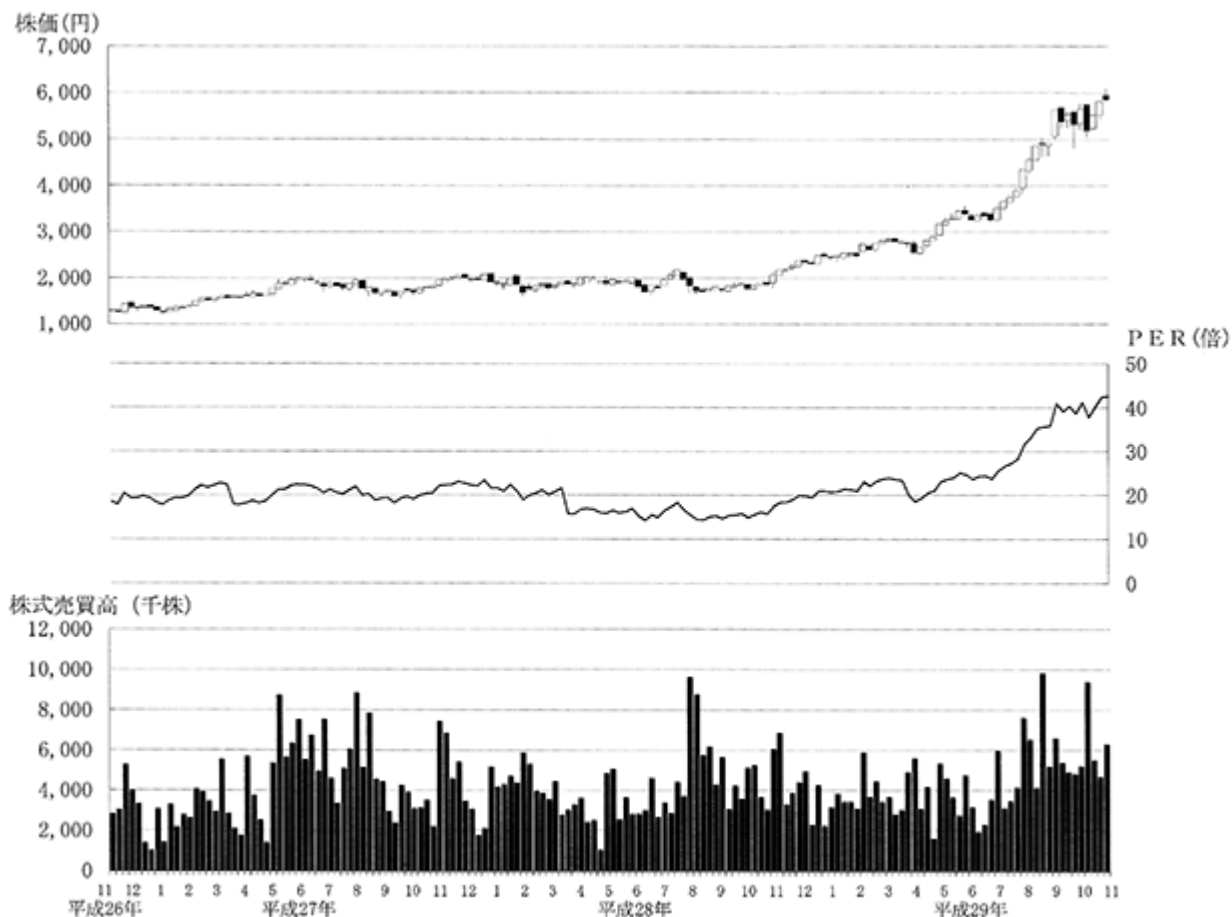
- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成29年11月23日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成29年12月5日から平成29年12月11日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

- ・ 第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成26年11月17日から平成29年11月10日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1. ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成26年11月17日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年4月1日から平成29年3月31日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成29年4月1日から平成29年11月10日については、平成29年3月期有価証券報告書の平成29年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年5月22日から平成29年11月14日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
三井住友アセットマネジメント株式会社	平成29年5月31日	平成29年6月7日	変更報告書 (注)1.	1,425,400	1.15
株式会社三井住友銀行				4,080,454	3.30
株式会社みずほ銀行	平成29年6月15日	平成29年6月22日	変更報告書 (注)2.	5,490,403	4.44
みずほ証券株式会社				172,201	0.14
アセットマネジメントOne株式会社				3,692,400	2.99
三井住友信託銀行株式会社	平成29年7月14日	平成29年7月21日	変更報告書 (注)3.	5,824,300	4.71
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社				198,700	0.16
日興アセットマネジメント株式会社				2,187,500	1.77
株式会社みずほ銀行	平成29年7月14日	平成29年7月24日	変更報告書 (注)2.	5,490,403	4.44
みずほ証券株式会社				143,101	0.12
アセットマネジメントOne株式会社				3,694,500	2.99
株式会社みずほ銀行	平成29年7月31日	平成29年8月7日	変更報告書 (注)2.	5,490,403	4.44
みずほ証券株式会社				133,401	0.11
アセットマネジメントOne株式会社				3,702,500	3.00
三井住友信託銀行株式会社	平成29年10月31日	平成29年11月7日	変更報告書 (注)3.	5,071,900	4.10
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社				161,400	0.13
日興アセットマネジメント株式会社				1,443,500	1.17

(注) 1. 三井住友アセットマネジメント株式会社及び株式会社三井住友銀行は共同保有者であります。

2. 株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社は共同保有者ではありません。

3. 三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社は共同保有者であります。

4. 上記大量保有報告書等は関東財務局及び近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第101期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月9日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月13日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年11月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年11月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年11月22日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載された中期経営計画「Value Innovation 2020」等の将来に関する事項については、様々な要因により実際の結果と異なる可能性があり、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

当社グループ各部門が主として対応するリスクは以下のとおりであります。なお、本文中における将来に関する事項の記述については、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 管理統轄が対応するリスク

1) 重大な生産トラブル

当社グループでは国内外を問わず全ての工場の設備の予防保全に努めるとともに、設備の安全審査、保安管理体制等の強化を図っています。また、生産トラブルに関しては、設備の損傷のための保険に加入していますが、万一重大な生産トラブルが発生した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2) 災害・戦争・テロ・ストライキ・疾病等の影響

当社グループ及び当社グループ取引先の事業拠点が地震、津波、洪水、火災、感染症の世界的流行等の災害やテロ攻撃または政治情勢の変化に伴う社会的混乱により物的・人的被害を受けた場合、当社グループの生産・販売活動に影響が及ぶ可能性があります。当社グループの国内生産拠点は主力の滋賀県のほか、愛知県、大阪府に立地しています。これらの地域で大規模な地震その他の災害が発生した場合、当社製品の生産に支障が生じる可能性があります。そのため、国内各拠点で耐震性の強化等に努めています。

また当社グループは、北米、中国、台湾、韓国、タイ、インド等に生産拠点を有しており、年々、海外での生産・調達体制を強化しています。有事の際には、これら海外工場との連携がバックアップ機能の一翼を担うこととなります。

3) 環境問題

当社グループは、環境保全活動を重要な経営方針のひとつとして掲げ、環境マネジメントシステムの充実を図っており、これまで重大な環境問題を生じさせたことはありません。しかし、将来において環境問題がまったく生じないとの保証は無く、何らかの環境問題が発生した場合、当社グループの事業展開および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、気候変動をはじめとする各種環境関連の法規制の対象になっており、これによりオペレーションに掛かる費用の上昇や事業活動の一部が制限されたり、企業の評判に影響を及ぼしたりする可能性があります。当社グループは大手企業の物流設備や生産設備を担うことがあり、気候変動対策の進展による法規制の適用やそれを見越した顧客による独自の省エネルギー対策や情報開示が求められ、それが取引条件になることなどが考えられます。また、EUなどの特定市場における先進的な規制により、輸出や生産が制限される可能性があります。

4) 労使関係

当社グループでは安定した労使関係の構築に努めております。国内グループ会社におきましては労使協議会を定期的に開催し、職場環境、労働条件の改善について協議しており、労使関係の悪化による事業リスクは低いと考えております。しかし、事業の拡大を進めております海外の国または地域においては、労使慣行の相違が存在し、また法環境の変化、経済環境の変化、社会環境の変化など予期せぬ事象に起因する労使関係の悪化、労働争議の可能性があり、その場合には一部の子会社において事業の遂行に制約が生じる可能性があります。

5) 合併事業

当社グループは、海外で合併事業を営む場合、各国の法律及びその他の要件を踏まえて事業を行っております。これらの合併事業は、各国の法律の改正、合併先の経営方針、経営環境の変化等により影響を受けることがあります。

6) 知的財産権

当社グループでは、国内外の特許権をはじめとする知的財産権を事業の競争力維持の為に重要と考えております。

一方、知的財産権の重要性が増すに従い、以下のケースが発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性を完全に排除できるものではありません。

事業展開のためには、第三者の知的財産権につき実施許諾を得る必要があり、ロイヤルティの支払いが生じる場合、又は実施許諾が得られない場合。

第三者により知的財産権侵害の主張をされる場合。

特定の国または地域において、法的実効性が必ずしも十分でないため、不正競争品を効果的に排除できない場合。

7) 人材確保

当社グループが競争力を維持するためには、優秀な人材を安定的に国内外で確保・採用することが必要であると考えております。しかし、有能な人材の確保競争は激しさを増しており、当社グループがそのような人材を十分に確保し育成できない場合には、技術・技能の承継にも支障をきたし、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

8) 取引先の信用リスク

当社グループの販売は自動車業界やエレクトロニクス業界をはじめとする大手の比較的安定した取引先向けの比率が高く、売上債権等にかかる回収リスクは軽微であると認識しております。また、貸倒れが懸念される債権につきましては、回収可能性を勘案して引当金を計上しております。

しかしながら、予測していない不良債権や貸倒れが発生するリスクは一般的に存在しております。景気後退やグローバル規模での競争激化の影響を受け、国内外を問わず潜在的に将来の資本力が脆弱化する取引先がないという保証はありません。

9) 情報管理

当社グループでは、事業遂行に関連し多くの重要情報や個人情報入手することがあります。これらの情報の外部への流出防止・目的以外への流用等が起こらないよう情報セキュリティ委員会を組織して、情報セキュリティ規定等を定め、周知徹底及び運用を図っておりますが、予期せぬ事態により流出する可能性がまったくないとは言えません。

10) 海外事業展開

当社グループは、国内はもとより、北米、アジア地域をはじめとして、グローバルに事業を展開しており、これらの海外市場への事業進出には、以下に掲げるような海外事業展開に共通のリスクがあります。

- 各国政府の予期しない法律または規制の変更
- 社会・政治及び経済状況の変化または治安の悪化
- 輸送の遅延、電力等のインフラの障害
- 為替制限、為替変動
- 各種税制の不利な変更
- 移転価格税制による課税
- 保護貿易諸規制の発動
- 異なる商習慣による取引先の信用リスク等
- 異なる雇用制度、社会保険制度
- 労働環境の変化や人材の採用と確保の難しさ
- 疾病の発生

また、海外売上高比率は、平成29年3月期に65%に達し、世界にマーケットを求めて事業展開していることから、今後も海外事業のウエートは高くなることを想定しております。海外売上高の増加に付随して、海外での据付現場、生産現場における現地国情の相違等により、安全、品質、調達、納期、コスト等に万全を期してまいりますものの国内に比してリスクは高いと認識しております。

(2) 事業統轄が対応するリスク

1) 半導体・液晶関連市場及び自動車関連市場の影響について

当社グループは半導体・液晶関連市場及び自動車関連市場向けの販売が多く、当社の業績は両市場の設備投資動向の影響を受けます。特に、当社グループのコア事業の一つである半導体・液晶関連市場に対する売上で、日本・北米・韓国・中国・台湾における搬送・保管システムの需要が特定の取引先に集中する傾向があります。これらの取引先は、いずれも業界では最上位群に位置し、将来を見据えた設備投資にも積極的で力強く成長している企業ではありますが、半導体・液晶市場の需要動向が激変すれば、一時的に設備投資の中止・延期によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。自動車関連市場向けでは、日本メーカーを中心に世界中で幅広い顧客を確保しておりますが、いずれの国でも景気動向の影響を受けます。

2) 価格競争

当社グループの収益基盤である物流システム事業をはじめ、各業界における競争は厳しいものとなっております。当社グループの製品は、技術的・品質的・コスト的に他社の追随を許さない高付加価値な製品であると考えていますが、激化する価格競争の環境次第で収益が圧迫される可能性があります。

3) 製品の品質問題

当社グループでは国内外を問わず生産する全ての商品について、万全の品質管理に努めています。

また、予期せぬ品質クレームに備え賠償保険に加入していますが、当該保険は無制限、無条件に当社グループの賠償責任を担保するものではなく、重大な品質クレームが発生した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4) 新製品・新技術開発に関するリスク

当社グループの新製品開発活動は収益拡大のための重要な課題であります。当社グループの製品に対する市場からの開発ニーズはその多様性を増し、ニーズの変化速度も以前に増して早くなってきております。

新製品開発は製品が市場から評価され、販売されてはじめて収益に寄与いたしますが、新製品開発には以下にあげるものをはじめ様々なリスクが存在しており、これらのリスクが回避できない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが開発した新製品または新技術に対する市場からの支持を正確に予測できるとは限らず、これらの製品が市場に受け入れられない可能性がないとはいえません。

競合他社の製品開発のスピードが当社グループを上回った場合、その製品のシェアが低下する可能性があります。

新たに開発した製品または技術が、当社グループ独自の知的財産権として保護されない可能性があります。

競合他社の開発品または技術が、他社の知的財産権として保護され、当社の新製品開発を阻害する可能性があります。

新たに開発した製品を代替する他社の新技術製品が出現する可能性があります。

5) 原材料の価格上昇

当社グループは、生産に必要な原材料、部品を外部のサプライヤーから調達していますが、市況の変化による価格の高騰や品不足、さらには供給元の不慮の事故などにより、原材料・部品の不足が生じる可能性があります。需給の逼迫などにより原材料等の価格が高騰した場合には、徹底したコスト管理などを通じてコストダウンに努めると同時に原材料費上昇分の製品価格への転嫁に努めておりますが、コストアップを吸収しきれなければ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

6) プロジェクトの大型化

昨今のeコマースの進展に伴い、物流センターに求められる機能や能力が増しており、人手不足やIoTやAIなど先端技術との融合と相まって、当社が手がけるシステムが従来にないほど高度化・大規模化する傾向があります。また、半導体の微細化、液晶パネルの大型化などに伴い、半導体・液晶工場向けのシステムでも大きな受注金額のアイテムが増えています。これら大型案件の受注計上時期、プロジェクトの収益管理の巧拙が業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンス全般のリスク

当社グループはグローバルに事業展開を推進しているため、様々な国の法令等の適用を受けます。そのため、企業行動規範をはじめ、コンプライアンスの観点から以下のような事項につき当社グループの役職員として守るべき諸般のルールを制定して、イントラネットへの掲示等によりその周知徹底を図っています。また、海外子会社に対するガバナンスを全般的に強化して各所在国における法令等を遵守する体制を構築・運用しております。しかし、法令等に反する事態が生じた場合には、監督官庁等からの処分、訴訟の提起により、社会的信用の失墜を招いたり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

公正な取引と自由な競争のための方針

協力会社との取引方針

贈答・接待に関する方針

企業情報の開示

インサイダー取引の禁止

人権・個人情報保護に関する方針

安全・衛生に関する方針

政治献金等の取り扱い

反社会的勢力・団体との関係

会社資産の保護

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ダイフク 本社
(大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号)
株式会社ダイフク 東京本社
(東京都港区海岸1丁目2番3号(汐留芝離宮ビルディング))
株式会社ダイフク 名古屋支店
(愛知県小牧市小牧原4丁目103番地)
株式会社ダイフク 藤沢支店
(神奈川県藤沢市菖蒲沢28)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。